

# 適正計量管理事業所の指定に向けて

神奈川県

## 1 事業所の指定制度とは

計量法は、その第1条で「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする」とあり、この目的を達成するためにいろいろな規制を設けています。

たとえば、正確な計量器を供給するために、特定計量器を製造、修理及び販売する者にそれぞれ事業の届出をさせ、また、製造・修理した特定計量器については検定制度を定めて、その構造・作用並びに器差を確認し、さらに、使用中にあっては、一定期間ごとの検定の実施又は、取引・証明に使用する質量計等に対する定期的な検査を義務づけて、特定計量器の正確性の保持並びに取引又は証明における計量の安全を図っています。

これらの他にも「適正な計量の実施の確保」のためいろいろな施策を講じており、その一つに適正計量管理事業所の指定制度があります。これは、特定計量器を使用する事業所が自社（自己）で使用する特定計量器について責任を持って精度維持管理し、かつ、計量の安全確保のための体制が保たれているとき、すなわち、計量管理体制が整っている場合、経済産業大臣又は都道府県知事が「適正計量管理事業所」として指定する制度です。

従って、この適正計量管理事業所になることは、法が適正な計量管理を実施していることを証明したことになり、事業所にあっては社会的信用が増し、大きなプラスになるとおもわれます。

## 2 適正計量管理事業所になるには

適正計量管理事業所の指定を受けることができる者として、計量法は「特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行う者」としています。ここでの、「特定計量器を使用する」とは、前述の取引又は証明に使用されるものであるかどうかは問いません。自主的に適正な計量管理を実施していくことが、この制度の趣旨であり、指定を受けるかどうかはあくまでも事業所の任意であります。

また、この指定を受けると、計量法上のいくつかの規制が免除されることから、当然のことながらいくつかの条件が備わっていなければなりません。

### (1) 計量管理の実施に向けて

#### ア 計量管理を実施する組織

計量管理は、事業所の事業内容によりそれぞれ異なりますが、一般的な計量管理業務は、使用計量器の整備、計量結果の正確性の保持、計量方法の改善及び計量従事者への教育などがありますが、これらを適正に実施するためには、計量管理の重要性について事業所の上層部の方々の理解が重要なポイントとなります。

どの部署がどのような職務分担をすべきかをはっきりさせた計量管理組織の確立が大切です。また、確立した後には、計量管理を職務とする計量士の意見を尊重し、担当部署を中心にスムーズに運営されることが重要であります。

## イ 計量士等

計量管理を実施するうえで、欠くことのできないものに計量士の職務があります。計量法は、使用計量器の検査（定期点検は除く）、計量実務者等への指導教育及び量目検査は計量士が行うこととしています。

計量士の数については、事業所ごとに1名以上が原則ですが、人数は各々の事業所の実態に合わせて必要とする数を検討することになります。

なお、計量士は、必ずしも事業所の従業員（常勤）であることが条件ではなく、計量士が行うべき計量管理業務を委託してもよいこととします。この場合、事業所においての日常の計量管理業務を職務とする者（適正計量管理主任者）が前述の組織の中に置かれていることが条件となります。

また、適正計量管理主任者は、計量士による計量管理業務の指導を定期的な受け、実務としては、

（ア）計量従事者への指導・教育

（イ）使用計量器の定期点検

（ウ）製品又は商品量目のチェック

（エ）その他計量方法の改善等、計量管理に必要な事項

等を行うこととし、その数は、生産工場においては生産ラインごとに1名以上、スーパー等流通業においては各売り場又は部門ごとに1名以上とします。

## ウ 検査設備の整備

計量管理の大切な業務の一つに、事業所で使用する計量器（特定計量器とは限らない）の検査がありますが、検査のためには標準となるものが必要であり、計量法では、基準器及び標準物質を使用することとしています。標準器等は、計量器と異なり、その精度を維持するための管理が必要であり、器物によっては恒温恒湿室等での保管・使用が必要となるものもあります。また、その使用にあたっては、一定の知識及び付随して使用する設備が必要となります。

なお、基準器を含め検査設備は、事業所ごとに整備されることが望ましいことですが、関連事業所等からの借用又は共同使用でもよいこととします。（この場合、指定申請時に借用等の証明が必要になります。）

## エ 使用する計量器の管理

（ア）計量器と検査周期

事業所内では、いろいろな計量器を各職場で使用しています。直接取引又は証明に使用するもののほか、工程中に使用するもの、製品や商品のチェックに使用するもの、従業員の健康管理用、さらには郵便物のチェック用までその用途も様々です。

計量管理を実施する場合、これらの計量器を整理し、計量法上の義務規定にかかわらず事業所の業務実態から判断して、どの用途までを対象にするか検討して管理台帳を作成し、同時に使用頻度等を考慮して個々の用途に応じた検査の周期（時期も含めて）等を決めることが重要です。

なお、原則として使用計量器の検査の周期は、最低年1回以上計量士が必ず実施するようにして下さい。

（イ）検査結果の処置

検査の結果、合格したものについてはステッカー等を活用して合格品

であることを明示し、出来れば検査年月又は使用期限等の表示をすることが望ましいです。また、事業所内での用途別に要求精度のランク付けをし、要求精度の高い職場では不適合となる計量器でも、場合によっては他の職場での使用が可能な場合もあり、このような場合、使用計量器の管理台帳を活用することにより使用する職場を変更することも可能です。

検査は単に合・否の判定のためばかりではなく、このような検査結果の活用も計量管理業務の一つであり、また、不適合となった計量器の処置方法（修理・廃棄等）も決めておく必要があります。

#### オ 計量方法及び量目検査

最近では、計量計測機器の進歩がめざましく、その使用方法も専門的技術を要するものから手順に従って使用すれば使用方法を熟知していなくても使用可能なものまでさまざまですが、いずれにしてもその使用を誤ると直接、製品（商品）に影響を及ぼします。従って、計量実務者への教育が重要であるとともに、作業標準等を作成して、誤操作をなくし、常にこの見直しを行うことも計量管理の忘れてはならない実務の一つです。

また、良い製品を作ること（適正な商品の販売）は、工程中も含めた製品の計量チェック（量目チェック）体制の確立が必要であり、人員確保の難しい今日では、どこで、どのくらいの頻度で行う体制をとるかが検討のポイントになると思われます。

なお、日常又はこれに準じた製品の計量チェックは必ずしも計量士が行う必要はありません。前述の適正計量管理主任者又はこれに準じた各ライン又は部門の責任者・担当者等を選定し、計量管理規程にその旨を明示し責任の所在を明確にしておくことが大切です。

#### カ 計量管理の知識の向上及び計量実務者への教育

前述にもありますように、計量計測の技術は日進月歩であり、一回で知り得た知識に甘んじている訳にはいきません。常に研さんすることが大切であり、関連書籍等の購入、講演・講習会への参加等、可能な範囲での努力が必要です。また、計量実務者への教育を必要に応じて行うことも、不適合製品（商品）の削減には欠かせないことと思われます。

#### キ 計量管理規程の作成

以上、ア～カの事項の確立が図られた時点で、これらをトータル的に取りまとめ文章にしたものが「計量管理規程」となります。

ここでは、以上の項目の骨格をなす事柄について明記し、管理台帳、計量器及び製品（商品）の点検等の様式又は、作業標準、各種要綱等細部にわたる項目については、一括又はそれぞれについての「細目」を定めておくことと内容の変更等の場合、その処理がしやすくなります。

また、常に見直しを行い事業所の実態に即した無理のない規定であることが大切です。

(2) 申請

ア 申請の方法

適正計量管理事業所の指定を受けるかどうかは任意であることから、指定を受けようとする意思表示をしなければなりません。計量法では、次の事柄を留意されたうえ「適正計量管理事業所指定申請書（9ページ参照）」を提出することとしています。

(ア) 指定の主体

(a) 申請が国の機関 ----- 経済産業大臣（経済産業局長）

(b) (a) 以外の事業所 ----- 都道府県知事

従って、申請書にはそれぞれ該当する指定の主体を、記載していただきます。

(イ) 申請書の提出先及び提出部数

(a) 事業所の所在地が、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市（以上特定市）の区域の場合は、それぞれの市の計量担当あてに2部提出

(b) (a) 以外の区域にある事業所は神奈川県に、国の機関は2部、その他の事業所は1部提出

(ウ) 市場、商店等のように団体（法人には限定しない）にあつては、その構成員すべての事業所（特定計量器を使用している事業所）について、同一の計量士が計量管理を行うこととされている場合は、共同して一枚の申請書で申請することができますが、この場合、後述の申請及び検査手数料は事業所の数分必要になります。

(エ) 同一ビル内において、貸店舗等が計量管理を含め事業運営が共同で行われており、経営責任の一本化が認められる場合は、ビル全体を一つの事業所として扱います。この場合、申請者はビルの経営者ではなく事業の経営責任者となります。

(オ) 特定計量器の検査等の計量管理を職務とする計量士が必ずしも社員計量士ではなく、嘱託計量士又は「〇〇計量士会」、「〇〇計量士グループ」等との委託であっても差し支えありませんが、申請書への計量士名の記載は「〇〇計量士会」等の場合は、そのすべての計量士名を記載してください。  
なお、申請書には、計量士登録証の写しを添付してください。

(カ) 使用する特定計量器の検査のための設備（基準器、標準器、検査用具等）については、他事業所との共有又は借用であっても差し支えありませんが、この場合、必要の都度使用することが可能であることが条件となります。  
なお、申請書には基準器成績書と共に、共有であることの証明又は借用の契約書の添付が必要になります。

## イ 申請に係る手数料

指定の申請をする際は、次の手数料が必要となります。(平成27年4月現在)

申請手数料	1事業所につき	2,550円
計量管理の方法の検査	1事業所につき	7,400円

指定の主体は、経済産業大臣又は都道府県知事ですが、申請に係る計量管理の方法の検査は、申請を受理する都道府県又は特定市が行います。なお、神奈川県及び特定市は、手数料の納付方法がそれぞれ異なりますので次のことに留意して下さい。

申請手数料 国の機関は収入印紙、その他の事業所は神奈川県収入証紙  
検査手数料 特定市を除く区域の事業所は、神奈川県収入証紙

※ 特定市の区域の事業所は、それぞれの市によりその扱いが異なりますので、それぞれの市にお問い合わせ下さい。

※ 神奈川県収入証紙は、神奈川県産業技術センター計量検定所内（(公社)神奈川県計量協会）及び県合同庁舎等で販売しております。

なお、団体として共同申請した場合であっても、構成する事業所ごとの指定になりますので申請手数料及び検査手数料は、事業所の数分必要になります。

## 3 計量管理の方法についての検査

経済産業大臣又は都道府県知事が適正計量管理事業所を指定するということは、計量法が適正な計量管理を実施していることを証明したことになります。従って、申請書に記載されている内容並びに計量管理の実施状況について検査（審査）する必要がありますので、検査する行政庁が指定する日には、事業所の関係者及び計量士の立ち会いをお願いします。

検査の内容については、次の項目を中心に行います。

- (1) 計量管理を実施する組織
  - ア 事業所上層部の計量管理に対する理解度
  - イ 組織上の計量士及び適正計量管理主任者の位置づけ
- (2) 基準器等検査用設備の整備及び保守管理の方法
- (3) 使用する特定計量器の検査方法
- (4) 量目検査の主体、周期、検査結果の記録及び検査結果の活用方法
- (5) 計量士による適正計量管理主任者への教育及び計量実務者への指導、教育状況
- (6) その他適正な計量管理を推進するために必要な事項等
  - ア 講習会、研修会への参加
  - イ 適正計量管理事業所の標識の活用状況等

## 4 指定書の交付

神奈川県では、知事指定に係る事業所について指定した場合は、「適正計量管理事業所指定書」（様式は17ページ参照）を交付します。

なお、再交付は原則として行いませんので、大切に保管して下さい。

## 5 指定取得後は

### (1) 申請書記載事項の変更及び廃止の届出

指定を受けるために申請した申請書の記載事項に関して変更があった場合は、すみやかに申請書を提出した行政庁（県及び特定市）に変更届（様式は11ページ参照）を提出していただきます。

また、指定された事業所がその事業を廃止した場合は、廃止届（様式は16ページ参照）を提出していただきます。

変更の届出をする場合の注意事項

ア 指定に係る事業の全部を譲り受け、その地位を承継した者は、変更届に事業譲渡証明書（様式は12ページ参照）及び登記簿の謄本を添付して下さい。

イ 指定に係る事業の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人全員の同意により選定された相続人の場合は、変更届に事業承継同意証明書（様式は13ページ参照）及び戸籍謄本を添付して下さい。

ウ イ以外の相続人は、相続証明書（様式は14ページ参照）及び戸籍謄本を変更届に添付して下さい。

エ 事業の合併により指定を受けた者の地位を承継した法人は、その登記簿の謄本を変更届に添付して下さい。

オ 法人における株主総会等（譲渡及び合併を除く）において、単に代表者が変更された場合は、変更届のみの提出とします。

カ 事業所内における組織が変更された場合又は、計量管理の方法等が変更され、計量管理規程に記載されている事項に変更があった場合は、変更届に変更をした計量管理規程を添えて届け出て下さい。

キ 使用する計量器の種類及びその数に変更があった場合は、原則的には変更届を提出していただきますが、神奈川県においては、「計量管理強調月間運動」（8ページ参照）の中で計量法の規制とは別に、本運動を中心とした計量管理に関する報告書を提出していただいております。これを提出することにより使用する計量器の変更届に替えます。

※ 変更の届出に関しては種々のケースが想定されますので書面の提出前にご相談下さい。

※ 適正計量管理事業所の指定を受けますと、計量に関して県並びに特定市と密接なつながりを持つことから行政側との連絡・調整の作業があり

ます。従って、事業所の窓口となる計量管理担当課（係）及び電話番号等関係事項に変更があった場合は、必ずご連絡下さい。

## （２） 定期検査の免除

計量法では、取引・証明に使用する特定計量器は、定期検査（対象は、非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計）の受検義務が課せられています。

一方、事業所の指定を受けますとその事業所で作成した計量管理規程に基づき、計量に関する業務の運営がなされ、この業務の中で必ず実施するものとして、使用する計量器の検査があります。これは、計量法に規定されている検査方法により行うことから前述の定期検査は免除されます。

なお、定期検査は２年に１回の受検義務ですが、指定された事業所における使用計量器の検査は、年１回以上行うようにして下さい。

## （３） 計量器の修理

計量法は、「適正な特定計量器の供給」を図るため、これに係る事業として製造、修理及び販売（これらに関する外国の事業者も含む。）に関して届出をさせ、特定計量器ごとに技術基準を定め、また、計量に関する知識等についても規定しています。

また、修理には直接特定計量器の器差及び能力に影響を及ぼさない範囲の修理がありますが、計量法はその修理（簡易修理 25 ページ参照）範囲を指定し、一定の条件を付与して修理事業者でない者が修理することも許可しています。

適正計量管理事業所は本来修理事業者ではありませんが、その事業所で使用する計量器に限定して、次の要件のもとに簡易修理が許可されます。

簡易修理後、特定計量器の性能が省令の基準に適合していること。かつ、その特定計量器の器差が省令で定める使用公差を超えないことを確認すること。

（技術基準は特定計量器ごとに異なるため、紙面の関係からここでの記載は割愛します。）

## （４） 適正計量管理事業所の標識

指定を受けた事業所は、つぎの標識を掲げることができます。

これは、適正に計量管理が実施されていることを示すものであって、その事業所の製品（商品）が適正に計量されたものであることの標識ではありませんので、消費者が誤認することのないよう標識の活用にあたっては、細心の注意を払う必要があります。

活用にあたっては、原則として事業所の入口等に掲げることとします。





## (5) 報告

適正計量管理事業所の指定を受けますと使用計量器の検査が義務づけられますが、その結果を報告（様式は18ページ参照）していただきます。

前年度中に実施した使用計量器（定期検査対象計量器に限らない。）の検査結果を毎年4月に神奈川県へ提出していただきます。

## 6 計量管理強調月間運動

神奈川県では、昭和26年から県、特定市及び計量協会（現（公社）神奈川県計量協会）と共催で計量関係事業者の協力のもとに、計量記念日（11月1日）をとらえて11月に計量管理強調月間運動を実施しています（従来は、記念日が6月7日であったため6月に実施）。

これは、計量に関する意識の高揚を図り、より一層の計量管理を推進することを目的としていますので、指定を受けた事業所には必ず参加していただきます。

ここでは、「計量管理強調月間運動実施要領」を作成し、行政庁と事業所が実施すべき各種事業を取り決め、それぞれ可能な範囲での事業を行い目的に向けて運動を展開します。

この事業の中に、計量管理実施報告書（前記5-（5）の報告とは異なる）の提出を事業所にお願いしていますが、これは、計量管理強調月間運動中に実施した事業内容のほか、1年間に行った計量管理に関する実務内容に加えて使用計量器の種類及びその検査設備並びに計量士の配置状況等計量法において規制されている事柄も含めています。これを提出することにより、計量法に定められている変更届を提出すべき事項の確認も行いますので指定を受けた事業所は必ず提出して下さい。

この他、行政側が実施するものとして、事業所の実態調査があります。これは事業所が実施している計量管理の実態を調査するもので、特に指定を受けた事業所にあっては計量管理規程を中心に調査し、改善すべき箇所がある場合には指摘させていただきます。

いずれにしましても、この計量管理強調月間運動は事業所の御協力がありませんとその効果を上げることができず、また、発展も図れませんので何分のご御理解をいただき、積極的に参加していただきますようお願いいたします。

# 適正計量管理事業所に関する申請等の様式（見本）

（様式の大きさは、すべて日本工業規格 A 4 とします）

## 適 正 計 量 管 理 事 業 所 指 定 申 請 書

平成 年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

申 請 者 住 所

氏 名 印

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称（業種を含む。）及び所在地
- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数
- 4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
- 5 第 7 3 条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

（計量法施行規則 様式第 7 2）

適正計量管理事業所指定検査申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者住所

氏名

印

下記のとおり計量法第127条第1項の指定に係る同法第127条第3項の検査を受けたいので申請します。

記

- 1 指定のための検査を受けようとする事業所の名称及び所在地
- 2 指定のための検査に係る責任者及び連絡先

(計量法関係ガイドライン集(平成27年3月改訂版)様式)

適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

下記のとおり変更があったので、計量法第133条において準用する第62条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の事由

（計量法施行規則 様式第55）

# 事業譲渡証明書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

譲渡者住所

氏名

譲受者住所

氏名

上記の者の中で適正計量管理事業所の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

## 記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業場等の所在地

(計量法施行規則 様式第56)

事業承継同意証明書

平成 年 月 日

神奈川県知事殿

住所

氏名

上記の者は、 の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により適正計量管理事業所の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

相続人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

(計量法施行規則 様式第57)

相 続 証 明 書

平成 年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

住 所

氏 名

上記の者は、 の相続人であり、適正計量管理事業所の事業を 年 月 日に承継したことを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

(計量法施行規則 様式第58)

事 業 承 継 証 明 書

平成 年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

被承継者 住 所

氏 名

承継者 住 所

氏 名

上記の者の中で分割によって下記の適正計量管理事業所の事業の全部の承継が

年 月 日にありましたことを証明します。

記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業場等の所在地

(計量法施行規則 様式第58の2)



# 事 業 廃 止 届

平成 年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記の適正計量管理事業所の事業は、 年 月 日に廃止したので計量  
法第133条において準用する第65条の規定により、届け出ます。

## 記

- 1 指定の年月日及び指定番号
- 2 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 3 工場又は事業場等の所在地

(計量法施行規則 様式第59)

# 適正計量管理事業所指定書



計量法第127条第1項の規程により適正計量管理事業所として指定する。

1 指定番号            第            号

2 指定年月日        平成        年        月        日

3 申請者の名称及び住所

4 指定した事業所の名称及び所在地

平成        年        月        日

神奈川県知事    ○    ○    ○    ○



# 計 量 法 （ 抜 粹 ）

## 総則

### （目的）

法第1条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

### （定義等）

法第2条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。（以下略）

#### 2・3 略

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

### （特定計量器）

施行令第2条 法第2条第4項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 タクシーメーター

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

(1) 目量が10mg以上であって、目盛標識の数が100以上のもの  
(2)又は(3)に掲げるものを除く。）

(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が10mg以上のもの

(3) 自重計

ロ 表す質量が10mg以上の分銅

ハ 定量おもり及び定量増おもり

三 温度計のうち、次に掲げるもの

イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの

(1) 計ることができる温度が零下30度以上360度以下のもの（転倒式、接点付、最高最低、留点、浸線付、保護枠入、隔測温度計及びベックマン温度計を除く）

(2) ガラス製体温計

ロ 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。）

四 皮革面積計

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

(1) 水道メーターのうち、口径が350mm以下のもの

- (2) 温水メーターのうち、口径が40mm以下のもの
- (3) 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。）のうち、口径が50mm以下のもの（50L以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く）
- (4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が40mm以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
- (5) ガスメーターのうち、口径が250mm以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）
- (6) 排ガス積算体積計
- (7) 排水積算体積計
- ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
- 六 流速計のうち、次に掲げるもの
  - イ 排ガス流速計
  - ロ 排水流速計
- 七 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの
  - イ 耐圧密度浮ひょう以外のもの
  - ロ 耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの
  - イ 計ることができる圧力が0.1MPa以上200.2MPa以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の1/150以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
  - ロ アネロイド型血圧計
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの
  - イ 排ガス流量計
  - ロ 排水流量計
- 十 積算熱量計のうち、口径が40mm以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計
- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの
  - イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5vol%以上25vol%以下のもの
  - ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50volppm以上のもの
  - ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5vol%以上25vol%以下のもの
  - ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50volppm以上のもの

- ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25 volppm 以上のもの
- ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
- ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
- チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が100 volppm 未満のもの及び最小の目量が100 volppm 以上200 volppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が5 vol% 未満のもの
- リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25 volppm 以上のもの
- ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
- ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
- ヲ 酒精度浮ひょう
- 十八 浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの
  - イ 比重浮ひょう
  - ロ 重ボーメ度浮ひょう
  - ハ 日本酒度浮ひょう

5 略

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものを言う。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

## 定期検査

(定期検査)

法第19条 特定計量器（第16条第1項又は第72条第2項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所のない者にあつては、住所。以下この節において同じ）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りではない。

- 一 第107条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
- 二 第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）。
- 三 略

2 第127条第1項の指定を受けた者は、第21条第1項の政令で定める期間に1回、第128条第1号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第1号に掲げるものを除く。）が第23条第1項各号に適合するかどうかを同条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(定期検査の対象となる特定計量器)

施行令第10条 法第19条第1項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

- 一 非自動はかり（略）、分銅及びおもり
  - 二 皮革面積計
- 2 略

(定期検査の実施時期等)

法第21条 定期検査、1年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

2項以下略

(定期検査の実施時期)

施行令第11条 法第21条第1項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては2年とし、皮革面積計にあつては1年とする。

## 修理の事業

(検定証印等の除去)

法第49条 検定証印等、第74条第2項若しくは第3項の合番号又は第75条第2項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造（第2条第5項の経済産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

2 3項以下略

(簡易修理)

施行規則第11条 法第49条第1項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーターに係る次に掲げる修理
  - イ たわみ軸又はコネクタの補修又は取替え
  - ロ 料金計算機能に係る電気回路部品（当該タクシーメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
  - ハ 記憶素子その他の記録媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記録媒体の取替え
- 二 印字装置の補修又は取替え
- 二 質量計に係る次に掲げる修理
  - イ 棒はかりに係る次に掲げる修理
    - (1) 懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え
    - (2) さおの曲がりの矯正
    - (3) 目盛標識の復元
  - ロ 皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理
    - (1) 増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはロック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関節部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え
    - (2) ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修
    - (3) 指針軸のバランスの調整
    - (4) ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整
  - ハ 皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え
  - ニ 台はかりに係る次に掲げる修理
    - (1) 台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機



- 構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え
- (2) 立筒の補修
- (3) 刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修
- ホ 光電式はかりの光源用電球の取替え
- ヘ 電気式はかりに係る次に掲げる修理
  - (1) 印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え
  - (2) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
- ト 手動天びんに係る次に掲げる修理
  - (1) 度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え
  - (2) 両ひじ長さの調整
- チ 定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え
- 三 ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）に係る外管の頭部を封じている部分の補修又は取替え
- 四 皮革面積計に係る次に掲げる修理
  - イ 分解清掃
  - ロ ピンの送り出しカム、縦シャフト、星型歯車又はウォーム歯車の補修又は取替え
- 五 積算体積計に係る次に掲げる修理
  - イ 印字機構の取外し
  - ロ 水道メーター又は温水メーターに係る次に掲げる修理
    - (1) 分解清掃
    - (2) 表示機構の透明覆板の取替え
    - (3) パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
  - ハ 燃料油メーター又は液化石油ガスメーターに係る次に掲げる修理
    - (1) 空気分離器（液化石油ガスメーターにあってはガス分離器）の補修又は取替え
    - (2) 数字車、数字円盤、零戻し機構の補修又は取替え
    - (3) バルブ、ノズル、ホースの補修又は取替え
    - (4) 分解清掃
    - (5) パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
    - (6) 電源回路又はポンプその他の部分の制御回路のみを有するプリント回路の取替え
    - (7) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該燃料油メーター又は液化石油ガスメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
    - (8) 補助装置の補修又は取替え（日本工業規格 B 8 5 7 2 - 1（2 0 0 8）の 8. 6. 2 又は B 8 5 7 4（2 0 1 3）の 8. 6 のデジタル信号の適用を受けることができるものに限る。）

- ニ ガスメーターに係る次に掲げる修理（外箱を取り外さないでできるものに限る。）
    - (1) 出入口金具又は出入口管の補修又は取替え
    - (2) 表示機構の透明覆板の補修又は取替え
    - (3) 外部のハンダ付け又は外箱のへこみの復元
    - (4) 回転子式ガスメーター又はタービン式ガスメーターに係るベアリング若しくはパイロットギヤーの取替え又は清掃
    - (5) パルス発信機構の補修又は取替え
  - 六 量器用尺付タンクに係る搭載される自動車の取替え
  - 七 アネロイド型圧力計に係る次に掲げる修理
    - イ 渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整
    - ロ 目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補整機構以外の補修又は取替え
    - ハ 電気式アネロイド型血圧計に係る表示機構、弾性受圧部、流体に直接接触する部分、温度補整機構及び電気回路部品（当該電気式アネロイド型血圧計の性能及び器差に著しく影響を与えるものに限る。）以外の補修又は取替え
  - 八 積算熱量計に係る次に掲げる修理
    - イ 流量計量部の分解清掃
    - ロ ストレーナーの取替え
    - ハ 表示機構の透明覆板の取替え
    - ニ パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取外さないでできるものに限る。）
  - 九 照度計に係る電源スイッチ、測定レンジ切替えスイッチその他のスイッチの取替え
  - 十 騒音計に係る次に掲げる修理
    - イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
    - ロ パッキンの取替え又は清掃
  - 十一 振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
  - 十二 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる修理
    - イ 光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え
    - ロ 温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え
    - ハ 電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え
  - 十三 デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取替え
- 2 法第49条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は特定計量器検定検査規則（通商産業省令第70号。以下「検定検査規則」という。）第64条の規定を、同項の経済産業省令で定める使用公差は検定検査規則第65条の規定を、法第49条第1項の検定証印等の除去は検定検査規則第29条の規定を準用する

## 基準器検査

(基準器検査)

法第102条 検定、定期検査その他計量器の検査であつて経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査(以下「基準器検査」という。)は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、経済産業省令で定める。

(基準器検査を行う者)

施行令第25条 法102条第1項の検査は、次の各項に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。

- 一 長さ計(経済産業省令で定めるものに限る。)、質量計(経済産業省令で定めるものに限る。)、面積計及び体積計(経済産業省令で定めるものに限る。) その計量器の所在地を管轄する都道府県知事
- 二 電流計、電圧計、電気抵抗計及び電力量計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 三 照度計 日本電気計器検定所(日本電気計器検定所が天災その他の事由によって当該検査業務を実施できないとき、又は検定所法第23条第2項の規定によっては当該検査業務を実施することができない場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 四 前三号に掲げる計量器以外の計量器 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類)

基準検則第5条 計量法施行令第25条第1号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げるのもの(研究所が検定又は基準器検査に用いるものを除く。)とする。

- 一 長さ計 タクシーメーター装置検査用基準器
  - 二 質量計 ひょう量が2t以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであつて目量又は感量がひょう量の4,000分の1以上のもの、ひょう量が5t以下の基準台手動はかりであつて目量又は感量がひょう量の20,000分の1以上のもの、1級基準分銅、2級基準分銅及び3級基準分銅
  - 三 体積計 基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の1回転につき20L以下の湿式のもの、全量が1,000L未満の液体メーター用基準タンク(最少限度量の1/200の量による液面の位置の変化が2mm未満のものに限る。)であつて水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの及び全量が25L以下の液体メーター用基準タンクであつて燃料油メーターの検査に用いるもの
- 2 日本電気計器検定所が行う基準器検査の種類は、電気基準器及び照度基準器に係るものとする。

(基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができる者)

基準検則第2条 法第102条第1項の経済産業省令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、法第102条第2項の経済産業省令で定める基準器検査を受けることができる者は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、

同表の右欄のとおりとする。(一部略)

計量器の検査	基準器検査を受けることができる者
法第19条第2項、法第25条第1項、法第116条第2項、法第120条第1項及び法第128条第1項の規定による計量士が行う検査	計量士

(基準器検査を行う計量器の種類)

基準検則第3条 法第102条第2項の経済産業省令で定める基準器検査を行う計量器の種類は、次の各号に掲げる物象の状態の量を計るための計量器とする。

- 一 長さ、質量、電流、温度、面積、体積、密度、圧力、電圧、電気、抵抗電力量、照度、音圧レベル、振動加速度レベル及び濃度
- 二 比重

(基準器の種類)

基準検則第4条 基準器の種類は、次のとおりとする。

- 一 長さ基準器
  - イ 基準巻尺
  - ロ タクシーメーター装置検査用基準器
- 二 質量基準器
  - イ 次に掲げる基準はかり
    - (1) 基準手動天びん
    - (2) 基準台手動はかり
    - (3) 基準直示天びん
  - ロ 次に掲げる基準分銅
    - (1) 特級基準分銅
    - (2) 一級基準分銅
    - (3) 二級基準分銅
    - (4) 三級基準分銅
- 三 温度基準器
  - イ 基準ガラス製温度計
- 四 面積基準器
  - イ 基準面積板
- 五 体積基準器
  - イ 基準フラスコ
  - ロ 基準ビュレット
  - ハ 次に掲げる基準積算体積計
    - (1) 基準ガスメーター
    - (2) 基準水道メーター
    - (3) 基準燃料油メーター
  - ニ 次に掲げる基準タンク
    - (1) 液体メーター用基準タンク
    - (2) 液体タンク用基準タンク
  - ホ 次に掲げる基準体積管
    - (1) ガスメーター用基準体積管
      - (イ) 基準バルブルーバー
      - (ロ) 基準ピストンプルーバー
    - (2) 液体メーター用基準体積管
      - (イ) 基準パイプルーバー
      - (ロ) 基準ピストンプルーバー

- |    |                                      |     |                   |
|----|--------------------------------------|-----|-------------------|
| 六  | 密度基準器                                | イ   | 基準密度浮ひょう          |
|    |                                      | ロ   | 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 |
| 七  | 圧力基準器                                | イ   | 基準液柱型圧力計          |
|    |                                      | ロ   | 基準重錘型圧力計          |
| 八  | 熱量基準器                                | 削除  |                   |
| 九  | 電流、電圧、電気抵抗及び電力量に係る基準器(以下「電気基準器」という。) |     |                   |
|    |                                      | イ   | 基準電流計             |
|    |                                      | ロ   | 基準電圧計             |
|    |                                      | ハ   | 基準電圧発生器           |
|    |                                      | ニ   | 基準抵抗器             |
|    |                                      | ホ   | 次に掲げる基準電力量計       |
|    |                                      | (1) | 一級基準電力量計          |
|    |                                      | (2) | 二級基準電力量計          |
|    |                                      | (3) | 三級基準電力量計          |
| 十  | 照度基準器                                | イ   | 単平面型基準電球          |
| 十一 | 騒音基準器                                | イ   | 基準静電型マイクロホン       |
| 十二 | 振動基準器                                | イ   | 基準サーボ式ピックアップ      |
| 十三 | 濃度基準器                                | イ   | 基準酒精度浮ひょう         |
| 十四 | 比重基準器                                | イ   | 基準比重浮ひょう          |
|    |                                      | ロ   | 基準重ボーメ度浮ひょう       |

(基準器検査の申請)

基準検則第6条 基準器検査を受けようとする者は、(中略)申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。

2 代理人により基準器検査を受けようとする者は、前項の申請書に(中略)その権限を証明する書面を添付しなければならない。

3 4項略

(基準器検査証印)

法第104条 基準器検査に合格した計量器(以下「基準器」という。)には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。

2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定める期間とする。

3 略

## 計量士

(登録)

法第122条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当するものは、経済産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が行う第166条第1項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合するものであって、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

3 次の各号の一に該当する者は、第1項の規定による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者

(登録の取消し等)

法第123条 経済産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。

三 不正の手段により前条第1項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)

法第124条 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

法第125条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも1回経済産業大臣が行う。

(政令及び省令への委任)

法第126条 122条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項は政令で、試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は経済産業省令で定める。

## 適正計量管理事業所

(指定)

法第127条 経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 使用する特定計量器の名称、性能及び数

四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

五 計量管理の方法に関する事項(経済産業省令で定めるものに限る。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

4 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(指定の申請)

施行規則第72条 法第127条第1項の指定を受けようとする者は、同条第2項により、様式第72条による申請書を、事業所ごとに、国の事業所にあつては当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)を経由して当該事業所の所在地を管轄する経済産業局長に、その他の事業所にあつては当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成については、同一の都道府県又は特定市町村の区域内に2以上の事業所を有する者は、それらの事業所を一括して行うことができる。

3 第1項の申請書の作成については、その構成員のすべての事業所につき、同一の計量士が計量管理を行うこととされている団体の構成員は、共同して行うことができる。

(計量管理の方法に関する事項)

施行規則第73条 法第127条第2項第5号の経済産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

一 計量管理を実施する組織

二 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期

三 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法

四 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期

五 その他計量管理を実施するため必要な事項

(計量管理の方法の検査等)

施行規則第74条 都道府県知事又は特定市町村の長は、法第127条第3項の規定により第72条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法について検査を行った場合であって、その申請書が国の事業所に係るものであるときは、法第127条第4項の規定により、その結果に基づいて様式第73による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該都道府県又は当該特定市町村の区域を管轄する経済産業局長に送付するものとする。

2 特定市町村の長は、法第127条第3項の規定により第72条の申請書に記載されている当該事業所における計量管理の方法についての検査を行った場合であって、その申請書が国の事業所以外の事業所に係るものであるときは、法第127条第4項の規定により、その結果に基づいて様式73による検査書を作成し、これをその申請書に添えて、当該特定市町村の区域を管轄する都道府県知事に送付するものとする。

(写しの提出)

施行規則第80条 法第127条第2項又は第133条において準用する法第62条第1項及び第65条の規定により経済産業局長又は都道府県知事に申請書又は届出書を提出する者は、その写しを経由する都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

(指定の基準)

法第128条 経済産業大臣は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

- 一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。
- 二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

(指定の基準)

施行規則第75条 法第128条第1項の経済産業省令で定める計量士は、次のとおりとする。

- 一 令第2条第15号及び第16号に掲げる特定計量器については、環境計量士(騒音・振動関係)
  - 二 令第2条第17号イからルまでに掲げる特定計量器については、環境計量士(濃度関係)
  - 三 前号に掲げる特定計量器以外のものについては、一般計量士
- 2 法第128条第1項の検査は、次の基準を満たすものとする。

- 一 令第10条第1項又は令第29条の別表第五の上欄に掲げる特定計量器であって、令第10条第1項に掲げるもの以外のものについては、法第19条第2項又は法第116条第2項に定めるところにより行うものであること。
- 二 前号に掲げるもの以外の特定計量器(令第5条に掲げるものを除く。)については、その性能が法第151条第1項第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかどうか及びその器差が同項第2号の経済産業省令で定める使用公差を超えないかどうかの検査を、同条第2項及



び第3項の経済産業省令で定める方法により行うものであること。(以下略)

- 3 法第128条第2号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該事業所にその従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者(以下「適正計量管理主任者」という。)が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること又は当該事業所に専ら計量管理を職務とする従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
  - 二 当該事業所における適正計量管理主任者及び従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
  - 三 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に当該事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
  - 四 その他適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
    - イ 当該事業所における計量管理を行う計量士が、その職務を誠実にを行うこと。
    - ロ 申請者は、計量管理に関し、計量士のその職務を行う上での意見を尊重すること。
    - ハ 当該事業所の従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

(指定の通知)

施行規則第76条 経済産業局長又は都道府県知事は、法第127条第1項の規定により適正計量管理事業所の指定を行ったときは、その旨を申請者及びその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

(帳簿の記載)

法第129条 第127条第1項の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(帳簿の記載)

施行規則第77条 法第127条第1項の指定を受けた者は、法第129条の規定により、次の各号に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければならない。

- 一 法第128条第1号の検査を行った年月日
  - 二 前号の検査を行った計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
  - 三 第1号の検査を行った特定計量器の種類及び数並びにその検査の結果及び行った措置の内容
- 2 法第127条第1項の指定を受けた者は、法第128条第1項の検査を行った後、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

3 法第129条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して、3年とする。

(標識)

法第130条 第127条第1項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(標識)

施行規則第78条 法第130条の経済産業省令で定める様式の標識は、次のとおりとする。

(標識は、7ページ参照)

(適合命令)

法第131条 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が第128条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

法第132条 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第130条第2項又は次条において準用する第62条第1項の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第127条第1項の指定を受けたとき。

(指定の取消し)

施行規則第79条 経済産業局長又は都道府県知事は、法第132条の規定により指定を取り消したときは、その旨を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に通知するものとする。

(準用)

法第133条 第92条第1項の規定は第127条第1項の指定に、第61条、第62条、第65条及び第66条の規定は第127条第1項の指定を受けた者に準用する。以下略

(指定の基準)

法第92条 次の各号の一に該当する者は、第127条第1項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 二 第132条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

(承継)

法第61条 第127条第1項の指定を受けた者が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第127条第1項の指定の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第133条において準用する第92条第1項に該当するときは、この限りでない。

(準用)

施行規則第81条 第31条及び第34条の規定は、法第127条第1項の指定を受けた者に準用する。

(変更の届出等)

施行規則第31条 法第127条第1項の指定を受けた者は、法第133条において準用する法第62条第1項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第55による届出書を国の事業所にあつては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する経済産業局長に、その他の事業所にあつては、当該事業の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第133条において準用する法第61条の規定により法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した者は、法第133条において準用する第62条第1項の事実を証する書面として、次に掲げるものを第1項の届出書に添えて提出しなければならない。

一 法第133条において準用する法第61条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した者にあつては、様式第56による書面及び住民票（法人にあつては、登記事項証明書）

二 法第133条において準用する法第61条の規定により法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式57による書面及び戸籍謄本

三 法第133条において準用する法第61条の規定により法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式58による書面及び戸籍謄本

四 法第133条において準用する法第61条の規定により合併によって法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第133条において準用する法第61条の規定により分割によって法第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した法人にあつては、様式第58の2による書面及びその法人の

#### 登記事項証明書

- 3 都道府県知事は、住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により第1項の届出をしようとする者に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、当該届出をしようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

(変更の届出等)

法第62条 第127条第1項の指定を受けた者は、第127条第2項各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、前条の規定により第127条第1項の指定を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

法第65条 第127条第1項の指定を受けた者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

施行規則第34条 法第127条第1項の指定を受けた者は、法第133条において準用する法第65条の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第59による届出書を国の事業所にあつては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）を経由して当該事業所の所在地を管轄する経済産業局長に、その他の事業所にあつては、当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合に限り特定市町村の長を経由して当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の失効)

法第66条 第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

## 計量器の校正等

(特定標準器等の指定)

法第134条 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正に繰り返し用いることが不相当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが相当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3 経済産業大臣は、特定標準器又は第1項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不相当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 経済産業大臣は、第2項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不相当となったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

法第135条 特定標準器若しくは前条第2項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

2 経済産業大臣は、前項の規定により経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

- 一 特定標準器による校正等を行う者
- 二 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質
- 三 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

3 経済産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができなくなったときは、その旨を公示するものとする。

(証明書の交付等)

法第136条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、指定校正機関及び第143条第1項の登録を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第1項の標章又はこれと

紛らわしい標章を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

法第137条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(登録)

法第143条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

3 第1項の登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別

五 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

(証明書の交付)

法第144条 前条第1項の登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、同条第2項第一号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その登録事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3 何人も、前2項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

4 前項に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

## 雑則

(手数料)

法第158条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一～十七 略

2、3 略

4 都道府県又は特定市町村は、地方自治法第227条の規定に基づき定期検査又は計量証明検査に係る手数料を徴収する場合には、第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査又は第117条第1項の規定により指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

## 罰則

法第173条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 略

二 前略 第131条（適合命令）の規定による命令に違反した者

三～八 略

九 第129条の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

十 第130条第2項の規定に違反して標識を掲げた者

法第177条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第170条又は第172条から第175条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第178条 第62条第1項（第114条及び第133条において準用する場合を含む。）中略の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

第180条 前略 第65条（略 第133条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

神奈川県

産業技術センター計量検定所

横浜市神奈川区浦島丘4 〒221-0062 電話 045(421)3484(代)